

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	倉吉市 特別医療費助成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉吉市は特別医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳥取県倉吉市長

公表日

令和7年9月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特別医療費助成事務
②事務の概要	倉吉市特別医療費助成条例及び倉吉市特別医療費助成条例施行規則に基づき、身体障害者、知的障害者、精神障害者、小児、高校生相当の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)、特定疾病対象患者、児童を扶養しているひとり親の医療に要する費用のうち、社会保険各法その他の法令により被保険者等が負担することとなる医療費について、全額又はその一部を助成するものである。 【受給資格申請の受付、認定、資格証発行事務】 【資格変更に関する届出の受付、登録情報変更、資格証発行事務】 【資格証再交付申請に基づく資格証の再交付事務】 【医療費の償還払申請の受付、審査、支払事務】
③システムの名称	特別医療費助成システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)宛名特定個人情報ファイル
(2)特別医療費助成情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第2項 ・倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 (照会)倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1の1、2、3、4の項及び別表第2の1、2、3、4の項 (提供)実施しない

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 総務部 総務課 電話 0858-22-8112
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町二丁目253番地1 倉吉市役所 第2庁舎 倉吉市 健康福祉部 保険年金課 電話 0858-22-8124
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
		委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
		提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
		接続しない(入手) 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特別医療費助成に関する事務では、番号連携サーバを介して情報提供ネットワークシステムへの照会及び登録を行う。 照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報により照会を行うことを厳守しており、必ず複数人での確認を行っている。また、取得した個人情報の登録に関して、特別医療費助成システムへのデータ入力の際にも、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・ネットワークシステムを介さない書類等移転時には、内容物・宛先を複数人で確認している。 ・使用するUSBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 以上の対策を講じていることから、特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I-5-①	福祉保健部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	
令和1年6月26日	I-8	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 福祉保健部 保険年金課 電話 0858-22-8124	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 健康福祉部 保険年金課 電話 0858-22-8124	事後	
令和1年6月26日	II-1、II-2	平成28年8月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV	記載なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う修正
令和3年3月19日	I-8	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 健康福祉部 保険年金課 電話 0858-22-8124	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町二丁目253番地1 倉吉市役所 第2庁舎 倉吉市 健康福祉部 保険年金課 電話 0858-22-8124	事後	
令和3年9月17日	I-4-②	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	
令和5年10月26日	IV-8	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和6年9月2日	I-4-②	番号法第19条第9号 (照会)倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 表の1、2、3、4の項 (提供)実施しない	番号法第19条第9号 (照会)倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1の1、2、3、4の項及び別表第2の1、2、3、4の項 (提供)実施しない	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月2日	II-1、II-2	平成31年8月1日時点	令和6年8月1日時点	事後	
令和7年9月24日	IV-8	—	十分である 特別医療費助成に関する事務では、番号連携サーバを介して情報提供ネットワークシステムへの照会及び登録を行う。 照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報により照会を行うことを厳守しており、必ず複数人での確認を行っている。また、取得した個人情報の登録に関して、特別医療費助成システムへのデータ入力の際にも、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年9月24日	IV-11	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年9月24日	IV-11	—	・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・ネットワークシステムを介さない書類等移転時には、内容物・宛先を複数人で確認している。 ・使用するUSBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 以上の対策を講じていることから、特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更に伴う修正